

見 積 説 明 書

上下水道料金等のお知らせ票 広告事業にかかる公募型指名見積合せについては、札幌市水道局契約規程、その他関係法令に定めるもののほか、この見積説明書によるものとする。

1 契約担当部局

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地 水道局本局庁舎 3階
札幌市水道局総務部財務課財務調査係 電話 011-211-7016

2 見積合せに付する事項

(1) 事業名

上下水道料金等のお知らせ票 広告事業

(2) 事業の特質等

広告掲載仕様書による。

(3) 見積方法

総価で見積に付する。なお、契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、見積者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

3 見積説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

4 札幌市水道局広告事業公募型指名見積参加申請書の受付場所等

(1) 受付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 受付期間

令和8年10月7日(水)から令和8年10月20日(火)まで

(土・日曜日、祝日を除く。9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで。)

(3) 受付方法

持参又は郵送

(郵送の場合は、令和8年10月20日(火)必着)

5 指名通知書の送付

見積参加希望者のうち指名者に決定した者に対して、令和8年10月28日(水)までにFAX又は郵送にて指名通知書を送付する。

6 見積参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。なお、令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者で、見積の参加を希望する者は、自己を証明する書類

(法人にあつては登記事項証明書(現在事項全部登記事項証明書又は履歴事項全部証明書)、個人事業者にあつては身分証明書及び個人事業者であることを確認できる書類(確定申告書(写)等))及び申出書を提出しなければならない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市水道局広告掲載基準第2条に規定する広告を掲載しない業種又は事業者に該当しない者であること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない者であること。

7 見積の日時・場所等

(1) 見積の日時・場所

上記5指名通知書により通知する。

(2) 見積の無効

本見積説明書に示した競争参加資格のない者のした見積、見積に関する条件に違反した者のした見積その他札幌市水道局契約規程第11条各号の一に該当する見積は無効とする。この場合において、同契約規程第11条中「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

(3) 見積の延期等

見積者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、見積合せを公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該見積を延期し、又はこれを中止することがある。

(4) 代理人による見積

ア 代理人が見積する場合には、見積書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、見積開始前に委任状を提出しなければならない。

イ 見積者又はその代理人は、本調達に係る見積について他の見積者の代理人を兼ねることができない。

(5) 見積の方法

ア 開披は、見積終了後、直ちに見積合せ場所において見積者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、見積者又はその代理人が立ち会わない場合は、見積事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 見積者又はその代理人は、見積開始時刻後においては、見積合せ場所に入場することはできない。

ウ 見積者又はその代理人は、見積合せ場所に入場しようとするときは、見積関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は見積権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 見積者又はその代理人は、見積執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、見積合せ場所を退場することができない。

オ 開披をした場合において、見積者又はその代理人の見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、再度の見積を行う。

なお、再度見積の回数は、原則として2回を限度とする。

8 その他

(1) 契約保証金

要、ただし、札幌市水道局契約規程第25条に該当する場合は免除する。

(2) 見積者に要求される事項

見積参加者は、本見積説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、見積後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(3) 契約の相手方の決定方法

ア 札幌市水道局契約規程第20条の規定に基づき作成された予定価格を超え最高価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

イ 契約の相手方となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

この場合において、当該見積者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 決定の取消し

契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 見積に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他見積に際し見積参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 見積合せを執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に管理者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において管理者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 管理者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約書及び条項 別紙のとおり

以 上